

産業廃棄物処分委託契約書

排出事業者：滋賀県警察本部 支出負担行為担当官 滋賀県警察会計担当官 池内 久晃（以下「甲」という。）と、処分業者：（以下「乙」という。）は、甲の事業場：滋賀県彦根市古沢町 660 番地 3 彦根警察署 から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲および乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：許可証のとおり

事業区分：許可証のとおり

廃棄物の種類：許可証のとおり

許可の条件：許可証のとおり

許可番号：許可証のとおり

2. （委託する産業廃棄物の種類、数量および単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量および処分単価は、次のとおりとする。

種類	類：_____	別紙のとおり
数量	量：_____	別紙のとおり
単価	価：_____	別紙のとおり

種類	類：_____
数量	量：_____
単価	価：_____

3. （輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

4. （処分の場所、方法および処理能力）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：許可証のとおり

所在地：許可証のとおり

処分の方法：許可証のとおり

処理能力：許可証のとおり

5. （最終処分の場所、方法および処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

事業場の名称：別紙のとおり

所在地：別紙のとおり

処分の方法：別紙のとおり

処理能力：別紙のとおり

許可番号：別紙のとおり

6. （搬入業者）

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名： _____
住 所： _____
〔産廃〕
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： 許可証のとおり
事業区分： 許可証のとおり
廃棄物の種類： 許可証のとおり
許可の条件： 許可証のとおり
許可番号： 許可証のとおり

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状および荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理および事故防止ならびに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容および程度の情報を通知する。
なお、乙の業務および処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程または産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽または記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関または環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。
産業廃棄物の種類： 該当なし
提示する時期または回数： 該当なし

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行いまたは過失によって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図または甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図または甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告および検査）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票または、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。
2. 甲は、乙から前項の業務終了報告書の提出があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容および、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（委託料・消費税・支払い）

1. 甲は委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託手数料については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。ただし、消費税および地方消費税は含むものとする。
2. 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲は、乙から業務終了報告書および適正な請求書を受け取った後、乙に対して処分処理の委託手数料を30日以内に支払うものとする。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合はそれによる。
4. 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払いを請求することができる。

第10条（履行遅滞の違約金）

乙は、その責めに帰すべき理由により第19条に定める期間内に業務を完了できないときは、契約期間の満了日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を甲に支払わなければならない。

第11条（内容の変更）

甲または乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第12条（契約不適合責任）

1. 第7条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から1年以内に乙に対して通知した場合に限る。
2. 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
3. 前2項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

第13条（機密保持）

甲および乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第14条（契約の解除）

1. 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。
2. 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
3. 甲または乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙または甲は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
- 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第15条（誓約書の提出）

乙は、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

第16条（不当介入があった場合の通報・報告義務）

乙は、この契約の履行に当たり第14条第2項アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

第17条（管轄裁判所）

本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第19条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和7年12月 日から令和8年3月19日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年12月 日

甲 滋賀県大津市打出浜1番10号
滋賀県警察本部
支出負担行為担当官
滋賀県警察会計担当官 池内 久晃

乙